

(案)

区域計画の変更の認定申請書

令和 3 年 6 月 7 日

内閣総理大臣 殿

沖縄県国家戦略特別区域会議

令和 2 年 12 月 21 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、
国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略道路占用事業」に 1 事業を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

別紙

沖縄県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 3 年 6 月 7 日
沖縄県国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各事業者が各施設等を設置することにより、外国人を含む観光客の利便性向上や中心商店街の賑わい創出を図る。

本事業に係る施設等の種類は国家戦略特別区域法施行令第 24 条第 1 号、第 2 号及び第 5 号ロ、当該施設等を設ける道路の区域及び各事業者は以下の i)・ii)・iii) 及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)

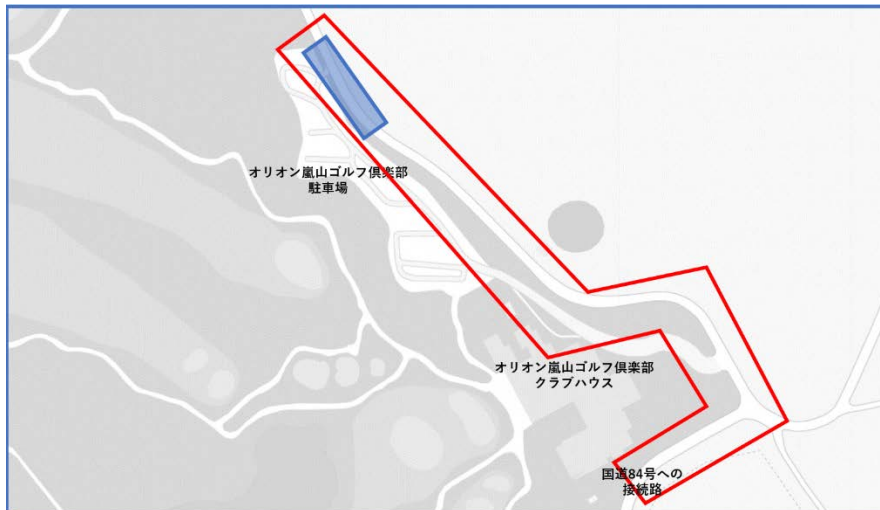
i)・ii) 略

iii) 株式会社ジャパンエンターテイメント

・オリオン嵐山ゴルフ倶楽部前 今帰仁村道

別紙 国家戦略道路占用事業の適用区域

③ オリオン嵐山ゴルフ倶楽部前今帰仁村道



位置図

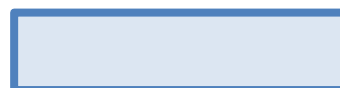


【凡例】

外国人を含む観光客の利便性向上を図る区域



周辺施設誘導看板（日本語/多言語）



新旧対照表

沖縄県 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1) 名称：国家戦略道路占用事業</p> <p>内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例</p> <p style="padding-left: 2em;">(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)</p> <p style="padding-left: 2em;">国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各事業者が各施設等を設置することにより、外国人を含む観光客の利便性向上や中心商店街の賑わい創出を図る。</p> <p style="padding-left: 2em;">本事業に係る施設等の種類は国家戦略特別区域法施行令第24条第1号、第2号及び第5号ロ、当該施設等を設ける道路の区域及び各事業者は以下の i)・ii)・<u>iii)</u> 及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)</p> <p style="padding-left: 2em;">i)・ii) 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>iii) 株式会社ジャパンエンターテイメント</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>・オリオン嵐山ゴルフ倶楽部前 今帰仁村道</u></p>	<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1) 名称：国家戦略道路占用事業</p> <p>内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例</p> <p style="padding-left: 2em;">(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)</p> <p style="padding-left: 2em;">国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各事業者が各施設等を設置することにより、外国人を含む観光客の利便性向上や中心商店街の賑わい創出を図る。</p> <p style="padding-left: 2em;">本事業に係る施設等の種類は国家戦略特別区域法施行令第24条第1号、第2号及び第5号ロ、当該施設等を設ける道路の区域及び各事業者は以下の i)・ii) 及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)</p> <p style="padding-left: 2em;">i)・ii) 略</p>

別紙 国家戦略道路占用事業の適用区域

③ オリオン嵐山ゴルフ倶楽部前今帰仁村道



位置図



【凡例】

外国人を含む観光客の利便性向上を図る区域



周辺施設誘導看板（日本語・多言語）

